# 是正予防処置実施規程

# 改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2005. 08. 01
1. 1	第10条予防処置の契機において(3)(4)追加	2005. 11. 01
1.2	第4条、第10条 個人情報保護を追加	2006. 01. 20
1.3	第15条 予防処置の報告 社長→副社長	2008. 10. 30
1. 1	第16条 「規定の見直し」を他の規定に併せて「改廃」に変更する。	2009. 10. 01
1.5	規定作成細則実施に伴う書式変更	2010. 04. 01
1.6	役員執行体制の変更および改廃の条文削除	2010. 08. 31
1. 7	様式1の作成日時タイトルの修正、押印欄変更	2016. 04. 01
1.8	元号改正に伴う改正(様式1)	2019. 05. 01

# 目 次

1条	目的	1
2条	適用範囲	1
3条	実施および責任体制	1
4条	是正処置の契機	1
5条	是正対策計画書の作成	1
6条	是正対策計画の承認と実施	1
7条	是正処置実施の記録	1
8条	是正処置の見直し	1
9条	是正処置の報告	2
0条	予防処置の契機	2
1条	予防対策計画書の作成	2
2条	予防対策計画の承認	2
3条	予防処置実施の記録	2
4条	予防処置の見直し	2
5条	予防処置の報告	2
	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	2条 適用範囲   3条 実施および責任体制   4条 是正処置の契機   5条 是正対策計画書の作成   6条 是正処置実施の記録   8条 是正処置の見直し   9条 是正処置の報告   0条 予防処置の契機   1条 予防対策計画書の作成   2条 予防対策計画の承認   3条 予防処置実施の記録   4条 予防処置の見直し

# 是正予防処置実施規程

規程番号 0306-0000-00-規制 定日 2005年 8月 1日 改正日 2019年 5月 1日

(目的)

- 第 1条 本規程は、情報セキュリティマネジメントシステム(以下、ISMSと記す)において、以下を目的とする。
  - (1) 発見された不適合の原因を除去し、再発を防止する。(是正処置)
  - (2) 今後起こりうる不適合の発生を防止する。(予防処置)

# (適用範囲)

第 2条 本規程の適用範囲は、「ISMS適用範囲定義書」にて定められた範囲とする。

# (実施および責任体制)

- 第 3条 情報セキュリティ委員会は是正予防処置を計画し、各部門に対し実施を指示する。
  - 2 各部門の情報セキュリティ責任者は、自部門における是正予防処置を計画し、実施する。

### (是正処置の契機)

- 第 4条 是正処置は以下の契機により発生する。
  - (1) 情報セキュリティ・個人情報保護に関する内部監査により指摘された不適合
  - (2)情報セキュリティ・個人情報保護に関する第三者機関による審査により指摘された 不適合
  - (3) ISMS運用・個人情報保護における情報セキュリティ事件・事故
  - (4) マネジメントレビュー等により指摘された事項

# (是正対策計画書の作成)

- 第 5条 不適合を修正する者は、「対策計画書(様式1)」を作成する。
  - 2 内部監査等で別途様式が指示された場合、これに替えることができる。

# (是正対策計画の承認と実施)

第 6条 対策計画は情報セキュリティ責任者が必要性を評価し承認したもの、または情報セキュリティ委員会が作成し指示したものについて実施する。

#### (是正処置実施の記録)

第 7条 実施した是正処置の結果は、「対策計画書(様式1)」の結果報告欄に記録する。

# (是正処置の見直し)

第 8条 是正処置が計画通りに実施され不適合が再発していないことを検証し、「対策計画書

(様式1)」の結果報告欄に記録する。

# (是正処置の報告)

- 第 9条 是正処置を実施する情報セキュリティ責任者は、是正処置の対策計画書および結果報告を情報セキュリティ委員会へ報告する。
  - 2 内部監査における指摘事項については内部監査責任者へ報告する。
  - 3 情報セキュリティ委員会は、重要なものについては取締役会に報告する。

# (予防処置の契機)

- 第10条 予防処置は以下の契機により、発生する。
  - (1)情報セキュリティ・個人情報保護に関する内部監査の状況、及び是正処置の状況
  - (2) 情報セキュリティリスクアセスメント・個人情報リスクアセスメントの結果
  - (3) セキュリティポリシー遵守状況チェックの結果
  - (4) 日常業務において、事件・事故発生に結びつく恐れがある状況があった時

# (予防対策計画書の作成)

第11条 予防を実施する者は、「対策計画書(様式1)」を作成する。

# (予防対策計画の承認)

第12条 対策計画は情報セキュリティ責任者が必要性を評価し承認したもの、または情報セキュリティ委員会が作成し指示したものについて実施する。

# (予防処置実施の記録)

第13条 実施した予防処置の結果は、「対策計画書(様式1)」の結果報告欄に記録する。

# (予防処置の見直し)

第14条 予防処置が計画通りに実施され不適合の発生の可能性が十分に低減していることを 検証し、「対策計画書(様式1)」の結果報告欄に記録する。

# (予防処置の報告)

- 第15条 予防処置を実施する情報セキュリティ責任者は予防処置の対策計画書および結果報告を情報セキュリティ委員会へ報告する。
  - 2 情報セキュリティ委員会は、重要なものについては取締役会に報告する。